

# 群馬大学共同教育学部附属学校審議委員会内規

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 17. 4. 1 平成 17. 10. 19

平成 19. 12. 26 平成 24. 7. 18

令和 2. 4. 1 令和 7. 4. 16

## (目 的)

第1条 附属学校の組織運営に関する基本的な施策及び計画を検討する機関として、群馬大学共同教育学部（以下「学部」という。）に、群馬大学共同教育学部附属学校審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校の教育研究の基本的な方針計画に関すること。
- (2) 附属学校の組織に関すること。
- (3) 附属学校教員の選考基準に関すること。
- (4) 附属学校の施設の将来計画及び整備に関すること。
- (5) 附属学校の入学者選抜の方針に関すること。
- (6) その他附属学校の組織運営及び学部との連携に関すること。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 附属学校部長
- (3) 附属学校部副部長
- (4) 附属学校部参与
- (5) 附属学校の校園長
- (6) 附属学校の教頭
- (7) 学部長が指名する大学教員

## (任 期)

第4条 前条第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第8条 委員会に，必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会については，別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は，総務係において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は，教授会の議を経て，学部長が行う。

附 則

この改正は，令和7年4月16日から施行する。